

環境教育・ESD推進経費



【令和7年度要求額 318百万円（328百万円）】

持続可能で脱炭素な社会の構築に向け、環境教育・ESDの実践活動及び国連大学の取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 環境教育等促進法の着実な運用及び学校、地域等における環境教育の充実のための実践者育成等の基盤形成。
- ② 地域脱炭素に資するESD推進のための全国的なネットワークの整備・活用により環境教育・ESDの取組強化。
- ③ 国連大学によるESD及びSDGs推進支援に対する協力による、SDGs達成に向けた国際協力の推進。

2. 事業内容

- ① 環境教育等促進法の着実な運用、環境教育等の実践者育成等
 - ・WEBサイト運用やコンテンツ発信等により、環境教育等の推進に資する情報を発信。
 - ・教職員等研修、環境カウンセラー制度の運用等により環境教育の実践者を育成。実践者の負担軽減や質の向上のため、環境教育・ESDの実践に資する優良事例（短編動画）を公募・周知。
 - ・変更後の環境教育等促進法基本方針の具体的な推進のために必要となる調査・会議等の実施。
- ② ESD推進ネットワークによる、ESD活動の連携支援
 - ・地域の取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制整備・運営。
 - ・地域のハブとなる地方ESD活動支援センターを整備（全国8箇所）し、上記センターとの協働・連携を通じたESD推進ネットワーク構築による環境教育・ESD活動の推進。
 - ・上記センターと連携した、地域脱炭素実現に向けた意識・行動変容につながる基盤強化の推進。
- ③ 国連大学によるESD、SDGs推進支援に対する協力
 - ・ESDに関する地域拠点（RCE）活動の促進による各国の脱炭素化等の推進。
 - ・環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）の強化を通じた、アジア太平洋地域におけるESDの推進。
 - ・SDGsの統合的取組による脱炭素化に向けた、施策動向の調査やガイドライン作成等の政策形成支援。
 - ・「パリ協定専攻」における専門家人材の育成に寄与する教育・能力開発カリキュラムの開発・実施。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②請負事業、③拠出金
- 請負先・拠出先 ①②民間事業者・団体、③国連大学
- 実施期間 平成15年度～令和16年度（予定）

